

一般社団法人日本看護管理学会
法人第3期下期（令和3年3月～令和5年3月）役員選挙のお知らせ

下記の通り、次期役員選挙を実施します。役員選挙の投票詳細については、各評議員の連絡先（学会への登録住所）に令和2年10月上旬にお送りしますので、オンラインまたは所定の用紙を使って指定の期日までに投票してください。

1. 選挙人および被選挙人

- 1) 令和2年10月1日付の評議員を選挙人とします。
- 2) 被選挙人は、前項に該当しかつ前項の時において、入会の時から3年を経過した正会員で法人第3期の評議員です。

2. 選挙の実施及び方法

- 1) 役員選挙はオンライン投票とします。ただし、書面投票申出書を提出した場合は書面投票によるものとします。
- 2) 法人第3期下期役員選挙は理事の選出のみの選挙になります。評議員1人につき、役員定数以内の人数を選びます。
- 3) 投票締め切り 書 面：令和2年10月21日（水）（当日消印有効）
オンライン：令和2年10月28日（水）
- 4) 投票用紙送付場所
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3丁目29番17号
サンシティービル201号室
日本看護管理学会 管理事務所内 選挙管理委員会
- 5) 開票 令和2年11月4日（水）
- 6) 開票場所 4)と同様
- 7) 投票
 - (1) 無記名により、オンライン投票で行います。ただし、書面投票申出書を提出した者は書面投票で行います。今回選出される役員数以内の被選挙人氏名に印をつけてください。
 - (2) オンライン投票は、委員会が管理するWebシステムに電子データを入力することにより行います。書面投票の場合、投票用紙は本委員会所定のものを用い、かつ所定の封筒を用いて郵送してください。内封筒は無記名、外封筒には住所、氏名、会員番号を記入してください。
 - (3) 書面投票は、委員会が作成する投票用紙を用いて行います。

3. 当選人の決定

- 1) 有効投票の多数を得た者から順次当選人とします。
- 2) 同じ得票数のものが2名以上の時は、委員長が抽選で当選人を決定します。
- 3) 当選人が決定した時は、委員長は当選人に当選の旨を通知します。
- 4) 当選人が辞退した時は、次点者から順次くりあげて決定します。

4. その他

その他、疑義が生じた場合は、その都度選挙管理委員会において決定します。

令和2年8月7日
一般社団法人日本看護管理学会 選挙管理委員会